

容器包装規制サマリ

容器包材規制は、包材メーカーによる対応が必須である一方で、対応ノウハウを持っている包材メーカーは限られている。今後は、世界的に環境規制も急速に強まる兆し。

	対象国	課題	対応策
容器包材 規制	<ul style="list-style-type: none">EUの規制が世界標準となっており、EUの基準が最も厳しいとされている米国やアジアでもEUとほぼ同等のポジティブリストを取っている（※カナダ、韓国等一部の国はネガティブリスト制度）	<ul style="list-style-type: none">EUの容器包材規制は、ポジティブリストの適合のみならず、重金属の分析も必要になるポジティブリストの適合の為に、食品接触箇所からの食品への成分移行値の分析が必要となり、分析には時間とコストがかかるポジティブリストに新たな物質が追加されたり、制限移行値に改正がある度に新たな分析方法等の開発も必要になり、国内資材メーカーや分析機関のみでは対応しきれない事が多々ある更に、EUの場合は資材メーカー（コンバーター業者、容器成型業者等）による適合宣言書の作成が必要となり、資材メーカーでも限られた大手企業でなければ宣言書作成のノウハウを持っておらず、ノウハウが業界全体で共有されていない近年EUでは安全性の観点のみならず、環境保護の観点からの法制度の整備が急速に進んでおり、アジア諸国もEUを追従する形で環境規制の導入が始まっている。2030年頃には、EUを始めとして紙包材等の生分解が可能な資材、あるいはリサイクル資材の容器包装の使用が求められる可能性もある	<ul style="list-style-type: none">規制が厳しいEUに輸出する際は、海外規制に精通している大日本印刷等の大手企業に依頼する取引先の資材メーカーが海外対応についてノウハウがなかった為、自社で海外の技術者に問い合わせるなどして必要対応を調査して適合宣言書等必要書類を準備し、資材メーカーに必要項目の記載を依頼した事例将来的な環境規制に備え、紙資材の容器包装を資材メーカーと共に開発している事例あり

各国の容器包装規制に関する概要

容器包装は、EUの規格が最も明確かつ先進的とされ世界的スタンダードとなっている。今後はアジアの国々においてもEU基準を追従する動きが強まっていく為注視が必要。

対象国	規制の動向
EU	<ul style="list-style-type: none">最も規制が厳しく、その規格は世界的スタンダードとなっている容器包装は、FCM(Food Contact Material, 食品接触剤)と呼ばれ、食品と接触する箇所における成分やその移行率等の規制が制定されている容器包材がFCMの規制に適合している事を証明する適合宣言書の作成が必須である安全性のみならず、近年ではシングルユース規制のような環境配慮に関する規制の整備が始まっている
米国	<ul style="list-style-type: none">容器包材はFCN(Food Contact Notification, 食品摂食物質の届け出制度)にて規格が整備されているポジティブリスト掲載物質は、EUのものと同様のものが登録されているEUのような適合宣言書は必須ではないが、インポーターからは容器の安全性試験結果のレポート等FDAのポジティブリストに適合している事のエビデンスを求められる
中国	<ul style="list-style-type: none">基本的には、EUの規制を追従して法整備をするEUではあくまで食品接触剤のみに規制が適用されるのに対し、中国では食品の接触の有無に限らず規制が適用される米国同様、適合宣言書は必須ではないもののインポーターからは適合に関するエビデンスを求められる。決まったフォーマットはなく、適合していることが証明できればそれでよい。
その他	<ul style="list-style-type: none">フィリピンでもシングルユース規定が始まり、アジアでもEU基準を追従する動きが出てきている以前は日本の衛生基準法を順守できればアジア圏への輸出で特に課題になるような事はなかったが、今後はアジアにおいてもEUと同様の対応が求められる事が予想される

EUの容器包装規制の仕組み

近年では、安全評価だけでなく環境配慮も容器包装規制において重要な要素のひとつとなっている。今後は環境規制も急速に整備されていく見込み。

安全評価

×

環境配慮

ポジティブリスト

- 1,000近い物質が登録されており、各物質ごとに移行量制限値(SML)が設定されている
- 日本では移行量制限値で計算せず、添加量で計算する為、考え方が異なる
- 合成樹脂はEU全域で同一のポジティブリストを採用しているが、紙・ゴム・金属・ガラス等については国ごとに異なる

重金属規制

- リサイクルする上で重金属(カドミウム等)の混在が問題になるため、重金属規制も新たに追加され、ポジティブリストとは別に確認が必要
- 重金属規制はネガティブリスト方式を取っている
- ポジティブリストと異なり、移行量ではなく溶出量で制限を設けている

適合宣言

- 資材や材料、あるいはそれらの中間段階での生産品・物質が要求事項(PLと重金属規制)に合致している事を証明する必要がある
- 資材メーカーが安全評価の結果等も記載しながら宣言書を作成する必要がある

シングルユース規制

- シングルユースとは、使い捨てになる容器包装を指し、素材の規制ではなく使い方の規制である
- 使い捨てのカトラリーやテイクアウト製品に多用される発泡スチロール資材等が規制対象になっている
- ただし、カップ麺のように容器を調理の用途で使う場合や、使い切りの個包装でも大きな包装にまとめてパックされている場合などは当該規制の対象外である
- EU加盟国の内、フランスなど17ヶ国が既に整合した形で国内法を整備している

EU容器包装規制に対する課題

EUの容器包装規制を順守するにあたり、資材メーカーとの連携が必須であるが、資材メーカーのほとんどは海外規制事情のノウハウを持っていない。

	必要な対応	対応する上での事業者の課題	対応例
安全評価	ポジティブリストの適合	<ul style="list-style-type: none">日本で使われている資材の多くは、物質自体はポジティブリストに適合するものの、日本ではSMLに関するデータを蓄積していない為、1,000近い物質に対して個別に分析方法の開発が必要になり分析機関も対応が難しい新たな物質や設定SML値が変更される度に応じる事のできる分析機関が国内で見つけるのは至難の業	<ul style="list-style-type: none">海外分析機関（Eurofins等）への依頼SMLが設定されていない物質・素材を使用した資材の開発
	重金属規制対応	<ul style="list-style-type: none">他の国では容器包装の重金属検査は必要ない為、EUのみ別途対応が迫られる	<ul style="list-style-type: none">海外分析機関（Eurofins等）への依頼
	適合宣言書の作成	<ul style="list-style-type: none">ほとんどの資材メーカーは適合宣言書の作成方法を知らない適合書の作成ノウハウは限られた業者が持つのみで、情報共有が全くされていない適合書のフォーマットを国内で入手する事は困難で、企業の個人的な努力で各々作成しているのが現状	<ul style="list-style-type: none">ノウハウを持った資材メーカーとのパートナーリング現地有識者との連携現地メーカーHP掲載の適合書の参照
環境配慮	シングルユース規制他	<ul style="list-style-type: none">現状としては特に問題になる事はないが、今後規制が加速していき、使用できるプラスチック由来の資材の種類が狭まる可能性がある食品ロス防止や再生可能利用資材の使用等の環境配慮がより求められていく事が予想される	<ul style="list-style-type: none">資材メーカーと連携し、プラスチックの代替包材を開発

容器包材の製造・流通フロー

容器包材業界は、樹脂資材メーカーと、それら資材を仕入れて容器包材を製造するメーカーから成り立つ。適合宣言書の作成は、コンバーティング業者・成形業者が担当する。

フィルム包材

樹脂フィルムメーカー

- 薄い樹脂のフィルムを作る専門のメーカーが存在する
- フィルムは、低酸素透過性のものや遮光性の高いもの等機能性に応じた幅広い種類が存在する

樹脂メーカー

- フィルムメーカーと異なり、分厚い樹脂を製造する事が専門

成分分析・適合宣言書の作成担当者

コンバーティング業者

- コンバーティング業者が、フィルムメーカーからフィルムを取り寄せ、組み合わせて蒸着をする
- 包材の印刷も担当する
- 中には商社機能を持つ大手企業も存在する

樹脂成形業者

- 樹脂メーカーから樹脂を仕入れ、プレス等をして容器の形に変形する
- 納品先の要望に合わせて変形をする

商社・問屋

- 特に中小企業は商社・問屋から包材を仕入れる。その際、企業の要望をコンバーティング業者・樹脂成型業者に伝える事も
- 大手企業はコンバーティング業者等と直接やり取りをする事も多い
- 近年では、SDGsの観点から樹脂シート以外にも紙のシートを仕入れる商社が増えてきた

液体用容器

今後制度化が予想されるEUの環境規制

2030年頃には、EU向け輸出に使う容器包材は、紙包材、リサイクル包材、あるいは生分解性の高い樹脂を使用した包材に切り替える事が求められる可能性がある。



元調査会社勤務

- **2030年頃**を目途にEUは使用後焼却し廃棄する事を前提とした非循環型の包材を廃止し、**リサイクルを前提とした包材への切り替え**が行われるのではないかと
 - リサイクルに必要なインフラの整備や、生分解性の高い樹脂の開発等を考慮すると、今から数年はかかるだろう
 - 加えて、事業者の移行期間を通常3年ほど考慮する傾向にあるので、それも加味するときりのよい2030年というのが導入時期の目安になるのではないかと
- 今までは、樹脂メーカーはリサイクルを前提とせずに製造していたが、**今後は樹脂の素材からリサイクル性能を求められるようになり**、樹脂メーカーには環境対応の圧力がかかっている

今後想定される環境規制導入のシナリオ

紙製包材への切り替え	リサイクル包材への切り替え	生分解性の高い包材への切り替え
<ul style="list-style-type: none">• 既存の資材で生分解性がある紙の包材に切り替える• 現時点で最も現実的に対応できる手段のひとつ• 欧州を中心に紙包材の開発が進められている	<ul style="list-style-type: none">• リサイクル技術自体は発展しているものの、廃棄物の細やかな分別が可能な回収システムがなければ実現が難しい• 特に海外では、日本のような細やかな分別インフラが整っておらず、一からインフラを整備する必要がある	<ul style="list-style-type: none">• 紙製の包材では、機能性に限界がある為、将来的には生分解性の高い樹脂の開発が進む事が予想される• 生分解性が十分に高ければ、シングルユースでも問題がないとされる• 現在の樹脂包材では、生分解するのに時間やコストがかかり、技術確立には時間を要する

(参考) 脱プラを意識した非プラスチック容器の開発・対応事例

海外では既にプラスチックを使用しない容器包材の開発が進んでいるが、日本ではまだ脱プラ課題の認知度は低く、取り組みも少ない。

海外の事例

- **Kraft Heinz Company社（米国食品メーカー）**：電子レンジで使える紙ベースのカップを開発中。
- **PalPuc社（スウェーデン包材メーカー）**：他社と共同開発で、航空機で提供する紙の食品トレイを開発中。セルロース繊維を乾式形成する独自の技術も保有。
- **FreeFrom Packin社（スウェーデン包材メーカー）**：85%を紙ベースとした、伸縮性の高いラミネート材料を使った包装材を開発。
- **Mondi社（英国包材メーカー）**：Aegis Papersという、紙に特殊コーティングを施し油や水蒸気に対する特殊なバリアを形成できる資材を開発
- **Sappi社（南ア大手製紙メーカー）**：紙ベースの多層ラミネート包装材を菓子用に開発。

日本の事例

- 資材メーカーに協力を仰ぎ、紙ベースの容器包装を開発中。年内までに実装予定。紙に特殊コーティングを施す事で賞味期限を担保。環境意識の高いEUや台湾、香港向けの輸出に使用予定。
- 欧米やオーストラリアに向けてクラフト紙を使用した容器包装を使用。プラスチックからの移行を意識しているが、EUではクラフト紙が使えない為EUは引き続きプラスチック材を使用。

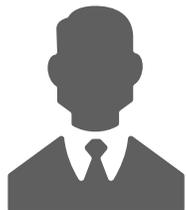
(参考) 事業者における容器包装脱プラ対応課題

今後EUが本格的にプラスチック包材を禁止した場合、しばらく輸出を停止せざるを得ない事態になりかねないが、ほとんどの資材メーカーは対応できていない。



加工食品メーカーA
(味噌)

- 現状容器包装に関して大きな課題はないが、EUのプラスチック規制動向が気になっている。
 - EUでは脱プラ運動が激化しており、いつプラスチック容器が規制されても不思議ではない。
- いずれは容器包装をクラフト紙に切り替える事も必要だと考えており、今検討段階である。



加工食品メーカーB
(その他調味料)

- EUは使用できる容器のポジティブリストがあり限られている上に、プラスチックの溶出基準を分析しなければならない。
- EUはサステナビリティの観点からも規制が厳しく、資材の内一定割合はリサイクル由来の資材でなければならない等の規定がある。遵守できない場合、罰金を払う事にもなりかねない。
- 現在は包材資材メーカーとも情報交換をしながら将来的にプラスチックを使わない資材を開発できないか議論をし始めている段階である。
 - 国内でもEU事情に精通している資材メーカーは大手数社ぐらいい限られている。ほとんどの資材メーカーは海外対応をしてくれない。
- 今後規制が強化し、突然従来の容器が使えないという事も起こりかねないが、実際そのような状況になった場合は大手資材メーカーですら対応に数年を要すると見ている。
 - 大手資材メーカーであっても海外の情報が入るのは直前であり、タイムリーに対応できない。今後は変化している規制に迅速に対応し、新包材を開発していくスピード感が求められる。

(参考) 事業者における容器包装対応課題

資材メーカーの輸出対応が重要になるが、対応に前向きなメーカーは少ない。良好な関係性の構築があったり、大手で知見のある資材メーカーでなければ対応には消極的。



加工食品メーカーC
(麺類)

- EUでは梱包材の規制があるが、梱包材の規制をクリアできる会社が日本では少ない。
 - 現在米国・オーストラリア向けに使っているクラフト紙の容器包装がEUでは規制対象になるため使えず、いずれはEUでも使用できる紙製の容器包装に移行したいが、開発の対応ができる資材メーカーが見つからない。
 - 包材メーカーは知識がなく、規制対応への手間もかかるため対応してくれる会社が少ない。包材の原料メーカーも宣誓書が必要かつ規制された成分が溶出しないことを証明する試験の必要があるため、欧州への食品輸出は現状困難である
- EUに向けた容器包装については、自社では輸出商社と包材メーカーと連携し、ドイツで包材の成分分析を行い、その結果を利用して欧州への輸出を行っている。



加工食品メーカーD
(醤油)

- EUに企画書を提出する際は、容器包装のどの部位が食品と接触するか、しないかを明示し、接触部分については成分分析をしなければならない
 - 容器包装の調達先である大手資材メーカーに分析を依頼しており、証明書もその企業に出してもらっている
 - 具体的には、ペットボトルのキャップや小袋の醤油や瓶が食品接触剤として該当する

（参考）輸出課題及び対応事例 ～容器包装

加工食品メーカーA

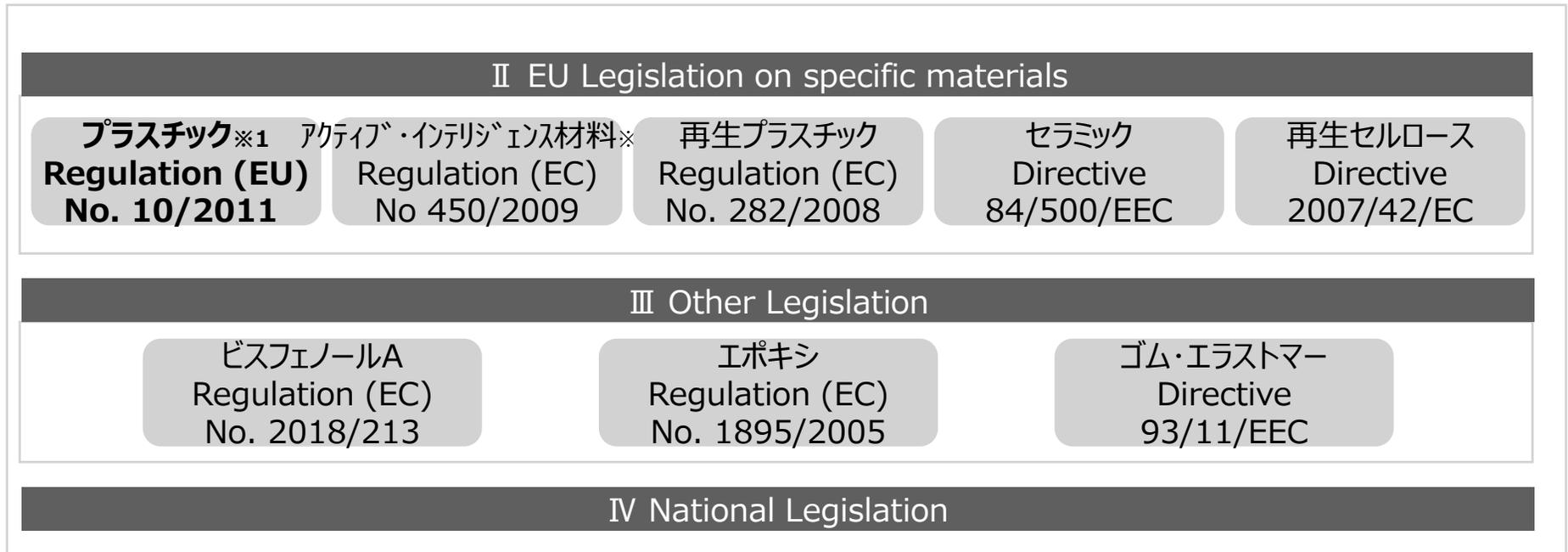
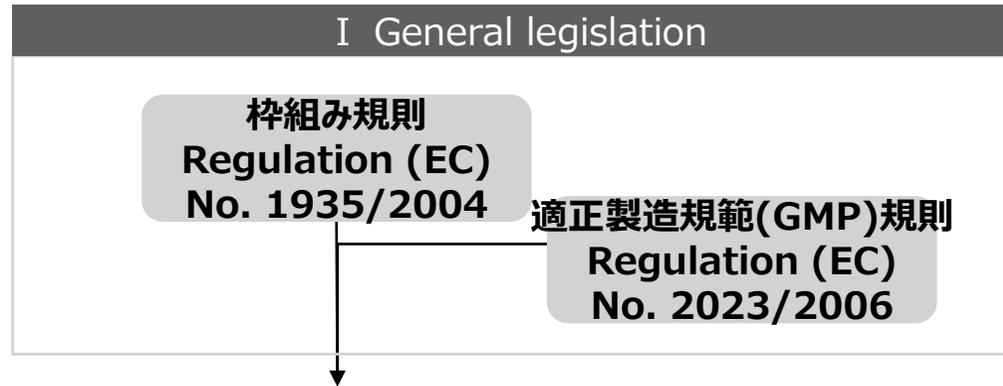
輸出品目	輸出先国	対応概要	対応概要
加工わさび等調味料	EU	EUに向けた適合宣言書の作成	自社で宣言書のフォーマットを調査し、作成

取り組み概要

- 下請けの資材メーカーがEU規制事情を全く理解していなかったため、適合宣言書をととも作れるような状況ではなかった。
 - 資材メーカーは埋めるだけのフォーマットを自社で作成する事で対応した
- 参考にできそうな適合宣言書のフォーマットが見つからず、国内で問い合わせられる先もなかったため、たまたま登録していた品質保証管理者・技術者が登録しているウェブサイト（International Safety & Quality Network）の質問投稿ページでヨーロッパの技術者にどのような項目を含めばよいか聞いて確認した。
 - たまたま親切に教えてくれる人から返事をもらい、2,3回ほど確認をしてもらい自作した。
- 宣言書には、資材に含まれる物質のINS番号まで開示する事が要求されるが、企業秘密に関わるとして開示を拒む資材メーカーも多い。予め情報開示の範囲を提示し、合意を得てから提携する資材メーカーを決めるのがよいだろう。
- SMLの試験は、Eurofinsに依頼した。検査には2カ月ほど時間がかかり、混んでいる場合は3か月程待たされる事もある。
 - 費用も10万円以上もかかる。コストは資材メーカーと折半した。

EU容器包装規制の概要

EU容器包装規制はⅠ～Ⅳの4部構成となっており、Ⅰで全体の指針を示し、Ⅱ及びⅢで個別の素材に対する記述があり、Ⅳにて加盟各国の個別要件を定義している



I General legislation – 枠組み規則 Regulation (EC) No. 1935/2004

第1条では目的と対象/対象外を規定。一部の対象外を除き、基本的にはすべての食品と接触する容器包装材が規制の対象となる

第1条	概要
目的	食品に接触することを意図した材料および成形品全般に関する EU加盟国統一の規則であり、消費者の健康・安全に資するレベルを容器包装に求めることを目的として規定される
対象	<p>EU市場で食品接触材料やその原料を製造、加工、流通するすべての事業者が対象となり、機能性材料および成形品を含む材料及び成形品に適用され、その完成状態において</p> <ul style="list-style-type: none">• 食品と接触させることを意図しているもの• その目的のために既に食品と接触しているもの• 通常の、または予見可能な使用条件下で、食品と接触すること、または食品に成分を移行することが合理的に予測できるもの
対象外	<ul style="list-style-type: none">• アンティークとして供給された材料または成形品• 食品の一部を構成し、この食品とともに消費される被覆材（チーズの外皮、加工肉製品や果物などを覆う材料等）• 固定された公共または民間の給水設備

I General legislation – 枠組み規制 Regulation (EC) No. 1935/2004

具体的には食品を入れるボトルや包装だけではなく、コンテナや製造機械及び食器やキッチン用品も規制の対象となる



食品用ボトル



コンテナ



食器、キッチン用品、調理器具



食品の入っている
パッケージ



食品の製造機械

I General legislation – 枠組み規制 Regulation (EC) No. 1935/2004

第3条では食品包材等のパッケージ成分が食品に移行しないようGMP（Good Manufacturing Practice）に準拠し製造しなくてはならないという大前提を規定

Article 3

General requirements

1. Materials and articles, including active and intelligent materials and articles, shall be manufactured in compliance with good manufacturing practice so that, under normal or foreseeable conditions of use, they do not transfer their constituents to food in quantities which could:
 - a. endanger human health;
or
 - b. bring about an unacceptable change in the composition of the food;
or
 - c. bring about a deterioration in the organoleptic characteristics thereof.
2. The labelling, advertising and presentation of a material or article shall not mislead the consumers.

第3条

一般要求事項

1. 機能性材料および成形品を含む材料および成形品は、通常の、もしくは予見できる使用状況において、以下のようなことを引き起こすような量の成分が食品に移行しないようにするため、適正製造規範（GMP）に準拠して製造すること
 - a. 人の健康を害する
 - b. 食品に許容出来ない組成変化をもたらす
 - c. 食品の官能的特性(臭味)を劣化させる
2. ラベルや広告表示などは消費者に誤解を与えないこと

概要

I General legislation – 枠組み規制 Regulation (EC) No. 1935/2004

EU向けに輸出するためには、使用包材が規定に準拠していることを宣言する適合宣言書と、適合していることを証明する証拠文書の提出が必須となる

Article 16

Declaration of compliance

1. The specific measures referred to in Article 5 shall require that materials and articles covered by those measures be accompanied by a written declaration stating that they comply with the rules applicable to them.

Appropriate documentation shall be available to demonstrate such compliance. That documentation shall be made available to the competent authorities on demand.

2. In the absence of specific measures, this Regulation shall not prevent Member States from retaining or adopting national provisions for declarations of compliance for materials and articles.

概要

16条

適合宣言 = Declaration of Compliance (Declaration of Conformityではない)

1. 第5条の材質別規定は、その規定の対象となる材料及び物品が、それらに適用される規則を遵守していることを示す宣言書を添付することを要求する
その適合を証明する適切な文書を利用可能とし、要求に応じて管轄当局に提供されなければならない
2. 材質別の規定がない場合、EU加盟国が材料及び成形品の適合宣言に関する国内規定を保持又は採用、あるいは修正することを妨げない（素材により統一規則がない場合は、各国法に従う）

提出が必要な書類

- 適合宣言書
- 適合宣言書の正当性を説明するための証拠文書

I General legislation – 枠組み規制 Regulation (EC) No. 1935/2004

ANNEX I にて規制の対象となる素材を定義した上で、特定の5つの素材については別添として規制の詳細を定義している

ANNEX I

機能性材料及び成形品	接着剤	セラミック
コルク	ゴム	ガラス
イオン交換樹脂	金属及び合金	紙
プラスチック	印刷インキ	再生セルロース
シリコン	繊維	ワニス及びコーティング
ワックス	木材	

I General legislation – 適正製造規範(GMP) Regulation (EC) No. 2023/2006

枠組み規則の要求に基づいた食品に接触することを意図する材料および製品のGMPに関する規則を定義し、文章化された品質保証システムの確立を規定内で要求している

対象	<ul style="list-style-type: none">• 枠組み規則でリスト化された材質• 出発物質の製造を除くすべての製造・加工・流通段階
品質保証システム (システムの確立・文章化・実施)	<ul style="list-style-type: none">• 材料または成形品がその使用目的に要求される品質に適合することを保証するための体系的に文書化されたもの• 出発原料、中間・最終原料及び成形品が品質保証システムで決定された規格に適合することを保証するもの• 最終的な材料および成形品が、それらが適用される規則に適合することを確保するため<ul style="list-style-type: none">• 十分な人員と知識・技術/設備及び施設/原材料の規格/製造プロセスおよびその他のプロセスに関する指示・手順を定義
印刷インク	<ul style="list-style-type: none">• 食品非接触面へ印刷インキを塗布する工程を含む場合の詳細要求事項<ul style="list-style-type: none">• 印刷面の物質が、基材を通して、または積み重ねやリールによる裏移りによって、食品に影響を与える濃度で移行しないように処方・塗布すること• 印刷面の物質が、基材を通して、または積み重ねやリールによる裏移りによって、食品に影響を与える濃度で移行しないように、中間品または最終成形品を取り扱うこと• 印刷面が直接食品に触れないこと
GMP監視・是正処置	<ul style="list-style-type: none">• GMPが達成されない場合の是正処置規定<ul style="list-style-type: none">➢ 是正処置が遅滞なく実施され、管轄当局の検査に利用可能であること

II EU Legislation on specific materials プラスチック規則 Regulation (EU)

No.10/2011

製品に含有される化学物質がUnion List(ポジティブリスト)に記載されていることが求められ、かつ特定の食品疑似溶媒で試験した際の溶出量・移行量を基にした安全性の確認が必要

一般条項 (1~4条)	<ul style="list-style-type: none">対象、適用範囲、定義、プラスチック材料または成形品の上市
要求事項 (5~12条)	<ul style="list-style-type: none">認可化学物質<ul style="list-style-type: none">認可化学物質のリスト (Union List※)、Union Listに記載されない化学物質の例外措置、添加物暫定リストの制定と維持)一般的要求、規制及び仕様<ul style="list-style-type: none">化学物質の一般要求、化学物質の具体的要求、プラスチック材料または成形品の一般制限、特定移行量制限、総移行量制限)
特定のプラスチック材料または成形品の特別条項 (13~14条)	<ul style="list-style-type: none">多層プラスチック材料および成形品、多材質多層材料および成形品
適合宣言と文書化 (第15~16条)	<ul style="list-style-type: none">適合宣言、支援文書
適合 (第17~19条)	<ul style="list-style-type: none">移行試験結果の表記、移行制限への適合評価のルール、Union Listに記載されていない物質の評価
最終条項 (第20~23条)	<ul style="list-style-type: none">法の修正、廃止、移行条項、発効と適用

※Union List：食品接触材料に使用することが出来る化学物質のリスト。制限や仕様も記載されている

引用：Eurofins,令和3年度農林水産省委託事業 EU向け輸出の容器包装に関するオンラインセミナー

[k_packaging-9.pdf \(maff.go.jp\)](http://k_packaging-9.pdf(maff.go.jp))

II EU Legislation on specific materials プラスチック規則 Regulation (EU)

No.10/2011 (1) 一般条項 (1~4条)

最終的に食品を充填する成形品だけではなく、最終成形品を製造するための中間体材料や最終成形品の付属部品に至るまで厳しく規定を設けている。

プラスチック規則の適用範囲	<ul style="list-style-type: none">• プラスチック中間体材料<ul style="list-style-type: none">• 更に加工される必要があるレジン、フィルムなど• 最終製品とするために更に成形する必要のあるもの (熱成形シート、ボトルのプリフォームなど)• 最終製品として成形されていて、食品接触が可能な状態の食品接触材料、成形品 (包装材料、食品保存容器、台所用品・調理器具、食品加工機械のプラスチック部品、まな板、冷蔵庫の内面、天板など)• 複数部品で構成される最終製品の部品 (ボトルとキャップ、トレイと蓋、台所用品の部品、食品加工機械など)• 多材質多層製品内のプラスチック層
プラスチック材料とは	<ul style="list-style-type: none">• 合成樹脂 (熱可塑性エラストマー : TPEを含む) であって、以下のものを含む<ul style="list-style-type: none">• 化学修飾された天然樹脂• 微生物発酵で得られたポリマー• 化学的リサイクルで得られたもの• 接着剤で貼り合わされた多層プラスチック• プラスチックと他の材料との多材質多層材料または製品のプラスチック層• 他材質を添加剤として加えたプラスチック (ガラス繊維強化プラスチック等)
プラスチック規則の対象外のもの	<ul style="list-style-type: none">• 機械的リサイクルで得られたもの• 接着剤、印刷インキ• 未変性の天然高分子材 (+添加物) (澱粉など)• ゴム、シリコン• イオン交換樹脂• 多材質多層材の最終成形品全体• 再生セルロース• 紙

II EU Legislation on specific materials プラスチック規則 Regulation (EU)

No.10/2011 (1) 一般条項 (1~4条)

プラスチック規制対象となる成形品、中間体等の一例



プラスチック中間体材料



複数部品で構成される最終製品の部品



最終製品として成形されていて、食品接触が可能な状態



最終製品として成形されていて、食品接触が可能な状態

II EU Legislation on specific materials プラスチック規則 Regulation (EU)

No.10/2011 要求事項 (5~12条)

(ご参考) プラスチック規制の構成上の要求事項における添加物の一例

- **添加物とは**

- 最終製品に残存することを意図して添加され、物理的または化学的な効果を与えるもの 以下のようなものが該当する
 - 消泡剤、被覆防止剤、酸化防止剤、帯電防止剤、乾燥剤、乳化剤、充填剤、難燃剤、発泡剤、硬化剤、耐衝撃性改良剤、潤滑剤、その他の添加剤（押出し加工助剤）、蛍光染料、可塑剤、防腐剤、保護コロイド、補強剤、滑剤、安定剤、粘度又は流動性調整剤、紫外線吸収剤
 - 最終成形品中で効果を持つことが意図されているものに限る
 - 最終材料や成形品の主要な構成成分として機能できる物質を除く
 - 表面殺生物剤のような抗菌剤等

II EU Legislation on specific materials プラスチック規則 Regulation (EU)

No.10/2011 要求事項 (5~12条)

(ご参考) プラスチック規制の構成上の要求事項におけるポリマー製造助剤 (PPA) の一例

- **ポリマー製造助剤 (PPA) とは**

- ポリマー又はプラスチック製造のために適した媒体を提供するために使用されるもので、最終製品中で物理的・化学的に効果を持たず、残存することを意図していない以下のようなもの (リストにないものも使用可能)
 - 消泡剤・脱気剤、クラスタ防止剤、クラスタ形成防止剤、スケール防止剤、緩衝剤、増強抑制剤、凝固剤、分散剤、乳化剤、流量調整剤、造核剤、pH調整剤、防腐剤、溶媒、界面活性剤、沈殿防止剤、安定剤、増粘剤、水処理剤
- 製造工程で必要なもの
- 最終材料や成形品の主要な構成成分として機能できる物質を除く

II EU Legislation on specific materials プラスチック規則 Regulation (EU)

No.10/2011 要求事項 (5~12条)

(ご参考) Union Listに収載されない物質の特例

- 以下のものはUnion Listに収載されていなくても使用可能である
 - **ポリマー製造助剤(PPA)**
 - **認可された酸、アルコール及びフェノールの塩類**
 - **認可された物質の混合物**
 - **高分子添加物：分子量1000以上のもの**
 - 主要な構成部として機能する、モノマーが収載されているもの
 - 微生物発酵のものは1000Da以上でもリストに収載されている必要有り
 - **重合出発物質**
 - 重合の出発物質として使用されるオリゴマー、プレポリマー及びポリマーのような高分子物質等
 - **オリゴマー**：分子量1000Da未満の、有限な数の反復単位からなる物質
 - **プレポリマー**：モノマーの重合または縮合反応を適当な所で止めた中間生成物

II EU Legislation on specific materials プラスチック規則 Regulation (EU)

No.10/2011 要求事項 (5~12条)

(ご参考) Union Listに記載されていない物質

- 極少量使用され、かつプラスチック中に残存することを意図されていないもの
- プラスチック規則の対象でない層に使用されるもの
- 過去に認可を必要とする対象とならなかったもの
 - 重合助剤（触媒や重合開始剤等）
 - 非意図的添加物(NIAS)（不純物や分解物等）
 - モノマー、出発物質及び添加剤中の安定剤
 - 色材
 - コーティング剤、印刷インキ、接着剤
 - 溶媒

※Union Listにある物質はSMLを準拠する

※プラスチックに物理・化学的効果を与えるものは収載される必要がある

II EU Legislation on specific materials プラスチック規則 Regulation (EU)

No.10/2011 要求事項 (5~12条)

(ご参考) 使用可能な抗菌剤 (殺生物剤) の一例

- **プロセス殺生物剤**

- 製造、貯蔵中の微生物汚染を防止するもの
- 最終食品接触材料へ残存することを意図しない
- 殺生物剤規則(Regulation (EU) No. 528/2012)に準拠するもの

- **表面殺生物剤**

- 食品接触材料の表面の微生物汚染を防止するもの
- 食品接触材料中への残存が意図されている
- 暫定リスト(Provisional List)に記載されているもの
- 殺生物剤規則(Regulation (EU) No. 528/2012)に準拠するもの

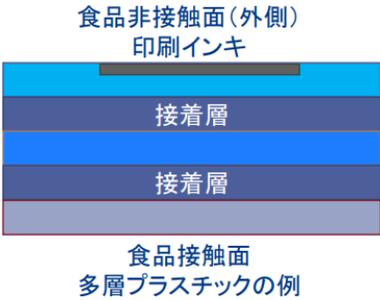
- **保存剤等、食品中または表面に放出されるもの→食品添加物**

- アクティブインテリジェンス材料規則に準拠
- 食品添加物規則で保存剤として認可されているもの

II EU Legislation on specific materials プラスチック規則 Regulation (EU)

No.10/2011 (3) 特定のプラスチック材料または成形品の特別条項(13~14条)

多層プラスチック材料はUnion Listに記載された物質に規定されたSMLに適合する必要があるが、他材質多層材料はSML及びOMLの規制に適合する必要はない

種類	概要	例
多層プラスチック材料 又は成形品	<ul style="list-style-type: none">• プラスチック層のみで製造され、接着剤などの手段で一体化されたものであり、印刷やコーティング剤の有無は関連しない• 最終のプラスチック多層材料または成形品Union Listに記載された物質に規定されたSMLに適合しなければならない• SMLの対象物質がプラスチック以外の層(コーティング、接着剤、印刷インキなど)に使用されている場合でも、このSMLに適合しなければならない	 <p>食品非接触面(外側) 印刷インキ</p> <p>接着層</p> <p>接着層</p> <p>食品接触面 多層プラスチックの例</p>
多材質多層材料 又は成形品	<ul style="list-style-type: none">• 多材質多層材料又は成形品は2層以上の異なる材質の材料（紙、アルミ等）からなる、少なくとも1層がプラスチック層で構成されるもの• 最終製品は製品全体としてSML及びOMLの制限に適合する必要はない	 <p>食品非接触面(外側) 印刷インキ</p> <p>アルミニウム</p> <p>食品接触面 多材質多層材料の例</p>

II EU Legislation on specific materials プラスチック規則 Regulation (EU)

No.10/2011 (4) 適合宣言と文書化(15～16条)

EUへの食品輸出にあたり、適合宣言書とそれを証明するための支援文書の提出を義務付けている。

適合宣言	目的	<ul style="list-style-type: none">顧客に対して、製品がプラスチック規則と枠組み規則の関連する要求事項に適合していることを確認する顧客が、関連する規制への製品の適合性を確立したり、チェックするために必要な関連情報を提供する
	注記	<ul style="list-style-type: none">1以上のEU言語で発行されること（推奨）使用している物質がすべてUnion Listに収載され、リスク評価されていれば、1つの適合宣言で異なる大きさ、形、色、または供給源の異なる材料または成形品に適用できるただし、物質と製品の関連は識別できるようになっていること
支援文書		<ul style="list-style-type: none">事業者によって作成され、保持されるもの。サプライチェーンによって情報伝達されることは意図されていないが、管轄当局の要求に応じて提供する<ul style="list-style-type: none">供給者から受領した適合宣言実施された移行試験結果材料の成分材料の処方化学物質の毒性情報

II EU Legislation on specific materials プラスチック規則 Regulation (EU)

No.10/2011 (4) 適合宣言と文書化(15～16条)

全てのプラスチック材料および成形品、その他製造中間体に使用する物質が、既定に合致していることを宣言する適合宣言書を発行しなくてはならない。

Article 15

Declaration of compliance

1. At the marketing stages other than at the retail stage, a written declaration in accordance with Article 16 of Regulation (EC) No 1935/2004 shall be available for plastic materials and articles, products from intermediate stages of their manufacturing as well as for the substances intended for the manufacturing of those materials and articles.
2. The written declaration referred to in paragraph 1 shall be issued by the business operator and shall contain the information laid down in Annex IV.
3. The written declaration shall permit an easy identification of the materials, articles or products from intermediate stages of manufacture or substances for which it is issued. It shall be renewed when substantial changes in the composition or production occur that bring about changes in the migration from the materials or articles or when new scientific data becomes available.

15条 適合宣言

1. **小売以外の上市段階**において、プラスチック材料 及び成形品、その製造の中間段階からの製品、及びそれらの材料及び成形品の製造を意図した 物質について、**規則(EC) No 1935/2004の第16 条に従った書面による宣言**を入手できるものとする。
2. **第1項の書面による宣言は、事業者が発行し、付属書IVに定める情報**を含まなければならない。
3. 宣言書は、その発行の対象となる材料、成形品、製造の中間段階からの製品、又は物質を容易に特定できるものでなければならない。**この宣言書 は、材料又は成形品からの移行に変化をもたらすような組成又は製造の大幅な変更が生じた場合、又は新しい科学的データが入手可能になった場合に更新されなければならない。**

II EU Legislation on specific materials プラスチック規則 Regulation (EU)

No.10/2011 (4) 適合宣言と文書化(15～16条)

適合宣言書と合わせて、その適合性を証明するために行った試験内容、条件、結果、モデリングを含む計算手法等の各種分析結果を支援文書として提出する必要がある。

Article 16

Supporting documents

1. Appropriate documentation to demonstrate that the materials and articles, products from intermediate stages of their manufacturing as well as the substances intended for the manufacturing of those materials and articles comply with the requirements of this Regulation shall be made available by the business operator to the national competent authorities on request.
2. That documentation shall contain the conditions and results of testing, calculations, including modelling, other analysis, and evidence on the safety or reasoning demonstrating compliance. Rules for experimental demonstration of compliance are set out in Chapter V.

16条

支援文書

1. **事業者は材料及び成形品、その製造の中間段階の製品、及びそれらの材料及び成形品の製造のための化学物質が、本規則の要求事項に適合していることを示す適切な文書を、国の管轄当局の要求に応じて提供するものとする**
2. 文書には、**試験の条件と結果、モデリングを含む計算、その他の分析、安全性または適合を実証する理由に関する証拠を含むこと。**実験的な適合性の証明に関するルールは、第 V 章に規定されている。

II EU Legislation on specific materials プラスチック規則 Regulation (EU)

No.10/2011 (4) 適合宣言と文書化(15~16条)

適合宣言書の作成にあたり、記載すべき項目の大枠は決められており、規定の項目に従って記載し、提出する必要がある。

CAPERPLEX

IMPORTS CO.

Cotton Candy Business Park,
45 - 47 Imaginary St., Malahide,
Co. Dublin, Ireland
Phone: 00-353 11 1111 111
Fax: 00-353 11 1111 112
E-mail: clients@caperplex.ie
Webpage: www.caperplex.ie

DECLARATION OF COMPLIANCE		
Manufacturer	Hegarty S.A. Av. De las Violetas, s/n Poligono Industrial Monfort, Sevilla, SPAIN	
Product covered by this declaration	PET Box SN.4563	
Date of the declaration	25.09.2014	
Declaration of compliance with		
<ul style="list-style-type: none">This product complies with Regulation (EC) No. 10/2011 (as amended).This product complies with Regulation (EC) No. 1935/2004 (as amended).This product complies with Regulation (EC) No. 2023/2006 (as amended).		
This plastic box has been manufactured only with monomers, other starting substances and additives that are authorised under Regulation (EC) No. 10/2011. A risk assessment according to Article 19 of Regulation (EC) No. 10/2011 was performed for this product.		
Information about the compliance of substances used that are subject to any restriction or specification		
Compliance with overall migration limit		Overall migration is below 10mg/dm ² under standard testing conditions laid down in Regulation (EC) No. 10/2011. Additional information can be provided on request.
Individual substances	Specific Migration Limits (SMLs)	Test results (or estimated level of migration from calculations)
1. 1-hexene	3 mg/kg	SMLs cannot be exceeded for s/v contact ratio below 6 dm ² /kg.
2. Isophthalic acid	5 mg/kg	
Information about the compliance of substances subject to purity criteria. There are no substances subject to purity criteria. There are no substances subject to restrictions apart from the Specific Migration Limits (SMLs).		
Information about the use of "dual-use" additives in the material. No dual use additives were used in the manufacture of this product.		
Conditions of use		
<ul style="list-style-type: none">Type(s) of food with which it is intended to be put in contact All foods.Time and temperature and storage while in contact with the food Cold storage for up to 10 days.The ratio of food contact surface area to volume used to establish the compliance of the material or article The compliance testing was done under conditions set out in Regulation (EC) No. 10/2011 using a surface to volume (s/v) contact ratio of 6 dm²/kg.		
Functional Barrier There is no functional barrier present.		

- ① 宣言書を発行した事業者名および住所
- ② 製造者又は輸入者名および住所
- ③ 化学物質または製品の識別
- ④ 宣言日
- ⑤ 枠組み規則、プラスチック規則に適合していることの確認
- ⑥ 化学物質及び分解生成物の十分な情報
- ⑦ 二重用途添加物の十分な情報
- ⑧ 使用に関する具体的事項
- ⑨ ファンクショナルバリアが使用されている場合の適合確認

II EU Legislation on specific materials プラスチック規則 Regulation (EU)

No.10/2011 (4) 適合宣言と文書化(15～16条)

(ご参考) ①宣言書を発行した事業者名および住所

記載注意事項：①宣言書を発行した事業者名および住所

宣言書を発行すべき事業者

- プラスチック用途の化学物質製造者、輸入者および流通業者
- プラスチック用途の中間体材料または成形品の製造者、輸入者および流通業者
- プラスチック最終製品の製造者、輸入者および流通業者(小売段階への提供を除く)

宣言書を発行する義務のない事業者

- 小売段階のみに供給するプラスチック成形品の製造者、輸入者および流通業者
- 非プラスチック用途の化学物質・中間品の製造者（十分な情報を提供することを推奨）
- プラスチック成形品の使用者
- 小売業者及びその業者内での流通

II EU Legislation on specific materials プラスチック規則 Regulation (EU)

No.10/2011 (4) 適合宣言と文書化(15～16条)

(ご参考) ⑤ 枠組み規則、プラスチック規則に適合していることの確認

記載注意事項：⑤ 枠組み規則、プラスチック規則に適合していることの確認

化学物質の場合	<ul style="list-style-type: none">• プラスチック規則、枠組み規則に適合している宣言• Union Listに掲載されていることの確認• 掲載されていなくても使用可能である理由（Union List物質の塩の場合はその物質のFCM番号、高分子の場合はそれを構成するモノマーすべてが認可されていること、およびそのFCM番号）• ポリマー中の用途、純度等の仕様・規格に適合していること• 国内法を適用する場合はその言及• 不純物などが評価されていること• ファンクショナルバリアの外側で用いられる用途の場合は CMR物質、ナノフォームでないことの確認
中間品の場合	<ul style="list-style-type: none">• プラスチック規則、枠組み規則、GMP規則に適合している宣言• プラスチック規則で認可されているモノマー、その他の出発物質及び添加剤のみで製造されていることの確認• Union Listに記載されていない意図的に添加された物質が、枠組み規則の関連する要求事項に適合し、リスク評価が実行されたことの確認• 非意図的添加物が枠組み規則の関連する要求事項に適合し、リスク評価が実行されたことの確認

II EU Legislation on specific materials プラスチック規則 Regulation (EU)

No.10/2011 (4) 適合宣言と文書化(15～16条)

(ご参考) ⑤ 枠組み規則、プラスチック規則に適合していることの確認

記載注意事項：⑤ 枠組み規則、プラスチック規則に適合していることの確認

最終製品の場合

- プラスチック規則、枠組み規則、GMP規則に適合している宣言
- ファンクショナルバリアで食品から分離されていないプラスチック層は、プラスチック規則で認可されているモノマー、その他の出発物質及び添加剤でのみ 製造されていることの確認
- Union Listに記載されていない意図的に添加された物質が、枠組み規則の関連する 要求事項に適合し、リスク評価が実行されたことの確認
- 食品接触材料がOML（総移行量制限）に適合していることの確認・官能的特性を劣化させないこと確認
- NIASのリスク評価の確認

II EU Legislation on specific materials プラスチック規則 Regulation (EU)

No.10/2011 (4) 適合宣言と文書化(15~16条)

(ご参考) ⑥化学物質及び分解生成物の十分な情報

記載注意事項：⑥化学物質及び分解生成物の十分な情報

- 特定移行量制限 (SML)、特定移行量制限総量 (SML(T))、含有量制限 (QM)、Union List第10項の制限 及び仕様に適合していること
- または上記の制限がないことの確認
- ファンクショナルバリアの外側で使用されることのみを意図したものは不要

化学物質の 場合の例

(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)	(11)
FC-substance No	Ref. No	CAS No	Substance name	Use as additive or polymer production aid (yes/no)	Use as monomer or other starting substance or macromolecule obtained from microbial fermentation (yes/no)	FRF applicable (yes/no)	SML [mg/kg]	SML(T) [mg/kg] (Group restriction No)	Restrictions and specifications	Notes on verification of compliance
223	13630	0000106-99-0	butadiene	no	yes	no	ND		1 mg/kg in final product	
532	88640	0008013-07-8	soybean oil, epoxidised	yes	no	no	60 30(*)	(32)	(*) In the case of PVC gaskets used to seal glass jars containing infant formulae and follow-on formulae as defined by Directive 2006/ 141/EC or processed cereal- based foods and baby foods for infants and young children as defined by Directive 2006/ 125/EC, the SML is lowered to 30 mg/kg. Oxirane < 8 %, iodine number < 6.	

II EU Legislation on specific materials プラスチック規則 Regulation (EU)

No.10/2011 (4) 適合宣言と文書化(15~16条)

(ご参考) ⑦ 二重用途添加物の十分な情報

記載注意事項：⑦ 二重用途添加物の十分な情報

- 二重用途添加物を使用している場合はその情報
- 適用可能な場合は食品添加物の純度基準を尊重していることの確認

二重用途添加物の例

(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)	(11)
FC-substance No	Ref. No	CAS No	Substance name	Use as additive or polymer production aid (yes/no)	Use as monomer or other starting substance or macromolecule obtained from microbial fermentation (yes/no)	FRF applicable (yes/no)	SML [mg/kg]	SML(T) [mg/kg] (Group restriction No)	Restrictions and specifications	Notes on verification of compliance
315	46640	0000128-37-0	2,6-di-tert-butyl-p-cresol (BHT)	yes	no	no	3			
286	38240	0000119-61-9	benzophenone	yes	no	yes	0.6			

二重用途添加物の例

REGULATION (EC) No 1333/2008

E-number	Name	Maximum level (mg/l or mg/kg as appropriate)	Foot notes	Restrictions/exceptions
E 321	Butylated hydroxytoluene (BHT)	100	(41)	only fats and oils for the professional manufacture of heat-treated foods; frying oil and frying fat (excluding olive an pomace oil) and lard, fish oil, beef, poultry and sheep fat

REGULATION (EC) No 1334/2008

FL No.	Chemical Name	CAS No.	JECFA No.	CoE No.	Purity of the named substance at least 95% unless otherwise specified	Restrictions of Use	Foot note	Reference
07.032	Benzophenone	119-61-9	831	166				EFSA

EU容器包装規制に関する質問と回答

セミナー聴講者からの質疑①



事前質問①

原料メーカーの都合上材料の詳細が開示していただけない場合、モデリング試験はどのように実施したら良いか

例えば当社のような第三者機関を経由して、開示いただくという手段が考えられます。この場合、物質の開示は出来ないため、物質の識別を伏せた状態での評価となり、適合宣言上では SMLが設定されている物質がある場合には、SML〇〇の物質がワーストケースでのモデリング 評価においてどうだった、のように表示をすることが必要となります



回答者



事前質問②

容器包装資材への義務表示があれば、それはどんなものが対象で、どのような表示方法か

容器包装資材への義務表示については、包装廃棄物指令で材質のコードとマークの表示が義務付けられています。これは昨年より国内法の適用が開始されており、罰則の設定などもあるのでご注意ください。また、まだ食品と接触していない食品接触材料および成形品を上市する場合には、'for food contact'という文言か、枠組み規則の付属書IIに表示される、ワインとフォークのマークを付することが必要です。ただし、明らかに食品用途と分かるもの（調理器具など）には不要です。また、アレルゲン物質、例えば亜硫酸塩が10mg/kg以上含まれる場合、食品のアレルゲンの表記として記載が必要ですので、SMLが10mg/kg以上の場合はラベルへの記載が必要になります。食品ラベルを貼付する前の成形品については、適合宣言書上でその旨に言及しておく必要があります



回答者

EU容器包装規制に関する質問と回答

セミナー聴講者からの質疑②



事前質問③

食品に接触する容器の樹脂に配合する顔料の規制について、とりわけフランスに流通させたい場合について

顔料全般には統一規則がないので、CMR物質でないことの確認、可能であれば移行試験での評価をすることが推奨されます。フランスでは、顔料について最大量と純度の規制があります



回答者



事前質問④

SIN Listとは、EUの規制になっている項目でしょうか

EUのREACH規則の規制項目について、第三者機関であるChemsecがまとめたリストです



回答者



事前質問⑤

ビスフェノールAについての規則・最新情報、日本側の対策について

Bisphenol AについてはUnion ListのFCM番号151番に記載されており、特定移行量制限として0.05mg/kg、また乳幼児向けのポリカーボネート製哺乳瓶や、コップなどの飲料用製品には使用できない。なお、昨年12月に欧州食品安全庁EFSAが再評価を実施しており、今年度中に最終化される見通しとなっています



回答者

EU容器包装規制に関する質問と回答

セミナー聴講者からの質疑③



事前質問⑥

食品メーカーが包材を購入して食品をパッケージしたものを輸出する際の義務はなにか

食品メーカーが包材を購入して、パッケージとして輸出する場合は、「使用者」にあたるため適合宣言の義務は発生しませんが、次が消費者ではなく「輸入者」へ提供するため、「流通業者」としての側面を持ち、自身が受け取った適合宣言を提供する、という必要があります



回答者



事前質問⑦

これから新たにEUに輸出する食品について、包材の宣言書の提出は必須か。宣言書が提出できなければ、輸出はできないということか

これから輸出する食品ですが、適合宣言が無いと「輸入」が出来ないため、輸入者の立場からは、宣言書を出さない会社との取引を避けるか、安全性の試験を実施するための費用や情報を要求されると想定できます



回答者



事前質問⑧

日本の事業者が宣言書を提出できない場合、輸入者(EU圏内)が、必要な溶出試験を実施して安全性を確認し、宣言書を提出すればよいのか

日本の事業者が宣言書を提出できない場合、輸入者(EU圏内)が、必要な溶出試験を実施して安全性を確認し、宣言書を提出すればよいのか、ということですが、それはその通りの解釈で良いと思いますが、先にも述べたとおり、実質的には宣言書を求められると考えられます



回答者

EU容器包装規制に関する質問と回答

セミナー聴講者からの質疑④



事前質問⑨

すでにEUに輸出されEUで流通している食品で、包材の宣言書が提出されていないものがあると思いますが、輸出が継続されている場合、それらは今後どのような扱いになるか

現在流通しているものは、それを市場に出しているものが責任を負います。したがって、その業者から適合宣言を求められるようになり、次の輸入時に求められたり、等が可能性として考えられます



回答者



事前質問⑩

EUの容器包装規制は食品添加物および食品香料に使用される容器包装も対象に入るのか

添加物や香料の場合は、これも定義としては食品となるので対象となる、と考えてよろしいと思います



回答者

包材課題一覽

包材課題

No.	使用品目	事業者名	事業者の課題認識対象	概要	対象地域	輸入品への使用制限の有無
1	甘酒	加工食品メーカーA	塩化ビニール	使用している包材は液漏れやカビが発生してしまうが、塩化ビニールはヨーロッパで嫌煙さえるため紙の包材を実現したい	台湾・ドバイ・米国・香港	不明

包材課題

No.	使用品目	事業者名	事業者の課題認識対象	概要	対象地域	輸入品への使用制限の有無
1	—	加工食品メーカーB	アルミ箔	海外の消費者が一番安心して使えるのはアルミ箔であるが、EUはリサイクルできる包材に切り替える必要が出てきており、賞味期限延長に効果的なアルミ箔はリサイクルができない (現状では使用可能と思われる)	欧州	有

包材課題

No.	使用品目	事業者名	事業者の課題認識対象	概要	対象地域	輸入品への使用制限の有無
1	飲料	加工食品メーカー C	リサイクルペットボトル	台湾ではリサイクルペットボトルを使用できず、将来的に缶しか輸出できなくなると考えている	台湾	有

包材課題

No.	使用品目	事業者名	事業者の課題認識対象	概要	対象地域	輸入品への使用制限の有無
1	飲料	加工食品メーカーD	プラスチック包材	包材の材料について国により基準が異なる。今後さらなる規制の強化が進むと考えられる	複数	有